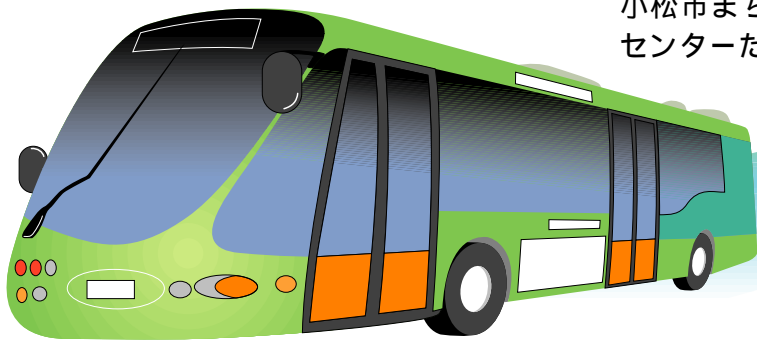


# いしかわ まちづくりView

## No. 14

### 目次

公共交通機関の利用促進に向けて.....	1・2・3
あのまち、このまち“まちづくりめぐり”	
～ヨーロッパにおける自転車施策について～.....	4
～柳田村の小学校統合とまちづくり～.....	5
まちづくりの動き	
第1回パブリックコメント募集のお知らせ.....	6
建築基準法等の一部を改正する法律について.....	7
小松市まちづくり計画.....	7
センターだより.....	8



財団法人いしかわまちづくりセンター

## 特集

# 公共交通機関の利用促進に向けて

### 1. 公共交通機関の必要性

現在、全国の諸都市における中心市街地では、自動車利用は増加、公共交通機関利用は減少しており、慢性的な渋滞や排気ガスなどによる環境悪化などが社会的な問題となっています。また、高齢化の進展に対応するバリアフリーの観点も重要視されています。

公共交通機関は、自動車に比べ、一度に多くの人を運ぶことができ、一人当たりの環境への影響度も少なく、自動車を運転することができない高齢者や子どもなどにもやさしい乗り物として、その必要性は高いと言えます。

そんな中、県内各地のまちなかを、コミュニティバスと呼ばれるバスが運行されています。（表-1）

これは、路線バスが通っていないルートを通ることや、病院、役場、図書館などの主要な公共施設や商店街などを循環することにより、地域の生活に密着した、市民の身近な「足」として、好評を得ています。



写真-1 金沢ふらっとバス

市町村名	愛称など	料金
輪島市	のらんけバス	100円均一
七尾市	まりん号	〃
羽咋市	るんるんバス	〃
金沢市	ふらっとバス	〃
根上町	ぐるっとバス	〃
小松市	市内循環バス (賑わいサンデーバス)	150円均一 無料(第二日曜日)
中島町	中島町生活バス	無料

表-1 県内におけるコミュニティバスの導入事例

## 2. 新しい公共交通システムの検討

金沢においては、このようなコミュニティバスの他に、渋滞の緩和や環境負荷の軽減、街の賑わいを高めることなどを目的に、新しい公共交通システムの導入について検討を行ってきました。

具体的には、近年注目を集めているLRT（Light rail transit）と呼ばれる超低床式の路面電車（写真-2）などを、金沢の都心軸〔金沢港～駅西50m道路～金沢駅～国道15号（香林坊・片町・野町広小路）〕において、バスに替わる公共交通機関として導入できないかということです。

今回の特集は、特に具体的に検討を行ってきたガイドウェイバスとLRTにおける検討結果と将来の導入を視野に入れた今後の方向性についてご紹介します。



写真-2 LRTの導入事例（熊本市）

## 3. 検討内容と検討結果

ガイドウェイバス（Guide Way Bus）

このシステムは、従来の路線バスに格納可能な案内輪を取り付け、ガイドレールに沿って専用軌道を走行するもので、専用の軌道と一般道路の双方を連続して走行できるデュアルモード（二元）性を有しているのが大きな特徴です。

検討ルートは、金沢港～金沢駅～野町 の延長7.5kmで、このうち金沢駅～野町については、地下走行として検討しました。（図-1・2・3）



図-1 導入検討ルート



図-2 車両イメージ



図-3 香林坊駅整備イメージ

### LRT

金沢においても路面電車が走っていた頃がありましたが、LRTは、路面電車の技術をベースに路線の専用軌道化や車両の高性能化により、輸送力、速達性、定時性、快適性といったサービス面が向上され、また地下鉄等に比べ建設コストが低くてすむという利点があります。

検討ルートは、A線：金沢港～金沢駅～香林坊～有松～三日市の延長13.6kmと、E線：野町から北陸鉄道石川線に乗り入れ、加賀一宮までの16.2kmの2ルートです。（図-4・5・6）

金沢港



図-4 導入検討ルート



図-5 車両イメージ



図-6 南町整備イメージ

以上の2案について、導入空間の確保・経営採算性・経営主体等のハード・ソフト面について、交通実験における検証をまじえ検討を行ってきました。

具体的には、経営採算性を保つには、初期整備にかかる建設コストの低廉化と公共交通の利用促進を図ることが必要であるため、アンケート調査によるバスサービスへの改善要望を調査し、改善施策案による交通実験の実施を通じ、施策の効果を検証しました。（図-7）

### バスサービスの改善

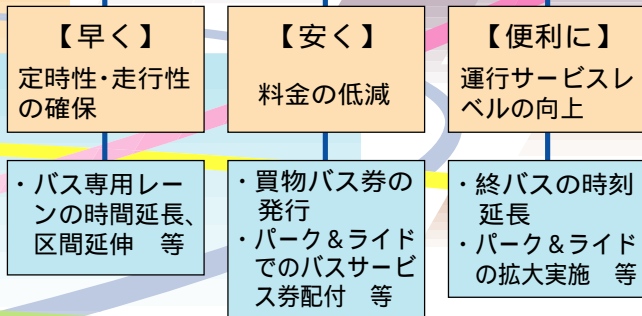


図-7 バスサービスへの改善要望と交通実験による検証

また、LRTを路面に走らせた場合、専用の車線が2車線必要となるため、一般車線を4車線から2車線に絞る必要があります。バス専用レーンを終日化することにより、模倣的な状況を作り出し、交通への影響を把握しました。(写真-3)



写真-3 バス専用レーンの終日化実験 (H12.10)

なお、2案についての採算性や経営主体についての検討も合わせて行いました。

採算性	運賃収入で、運行経費をまかなうためには、初期投資の全額又は一部を公共側で負担することが必要となる。
経営主体	公設民営方式が望ましい。

以上の検討を踏まえ、本年4月に次のような検討結果のとりまとめを行いました。

### 検討結果(総括)

新しい公共交通システムについては、解決すべき課題も多く、当面はバスシステムの利用改善を図りながら、段階的にハード・ソフトの環境整備を着実に進めることが必要である。

将来的にも、建設コストやバリアフリー、まちづくりの観点から「地上方式」を基本としたシステムが望ましい。

### 4. シティライナーの運行

この結果を受け、今後、公共交通機関を強化していく上での先導的なプロジェクトとして、シティライナーの導入を位置づけています。

シティライナーとは、野町(香林坊)～金沢駅～新県庁(副都心)のいわゆる都心軸を乗り換えなしでつなぐバスのことです。(図-8)

このシティライナーには、バスに求められる「早さ」「安さ」「便利さ」を持たせる工夫を行いながら、徐々に利用の促進を図っていくというものです。

### 5. 将来への第一歩...交通実験2002の取組み

現在、石川県と金沢市は、将来への具体的な第一歩を踏み出すべく、平成15年1月の県庁舎移転を契機に、1月～3月の3ヶ月間、シティライナーの試験運行を柱とする交通実験2002を実施することとしています。(都市交通係 大家 弘聡)



図-8 シティライナーの運行(イメージ)

～ヨーロッパにおける自転車施策について～

はじめに

今年6月1日から8日まで1週間、ヨーロッパにおける自転車施策調査に参加する機会を得ました。

オランダ(アムステルダム)、ベルギー(アントワープ)、ドイツ(ミュンスター、トロイスドルフ、ボン)の3カ国5都市での自転車利用の実態などを、ご報告します。

都市のかたち

今回視察した都市は、トロイスドルフを除き、中心部は広場に面して教会や市庁舎が配置された旧市街であり、自動車の通行を排除した歩行者ゾーンとしています。ゾーン内は、トラムなど公共交通や自転車も通行可能なトランジットモールとなっています。



ミュンスターの広場

自転車利用の変化、実態

各都市では、1980年代頃の環境保全(大気汚染、騒音対策)への関心や、都市交通の円滑化の観点から、環境負荷の小さい公共交通と自転車を組み合わせた交通施策にシフトしてきています。

その結果最近10年で、例えばボンでは、13.17%(+4)、トロイスドルフでは、16.21%(+5)など自転車利用の割合は増加しています。

表 交通手段率(トリップ割合)\*

単位: %

都市	人口	徒歩	自転車	自動車	公共交通他
アムステルダム	72万人	26.5	22.7	32.4	18.4
アントワープ	18	17.0	15.0	60.0	8.0
ミュンスター	28	21.0	35.0	38.0	6.0
トロイスドルフ	7.5	20.0	21.0	51.0	8.0
ボン	30	25.0	17.0	42.0	16.0
金沢	46	20.1	13.6	59.2	7.1
七尾	5	16.9	14.5	64.5	3.9

\*各都市で算出方法は異なる。

アントワープは、学生(約5万人・自転車69%)を含んでいない。

自転車施策

基盤整備として主に、以下の2点の観点から施策を展開しています。

自転車道の整備(自転車走行環境の整備)

郊外での専用道整備に加え、都市内では、既存の道路の幅員構成を変えて、走行空間確保を行っています。(自動車空間削減 自転車空間増加)

例)4車線 2車線+両側に自転車専用道

2車線 車道を狭め、センターライン消し



トロイスドルフのパンクより

駐輪場の整備(サイクル&ライド促進、放置、盗難対策)

ミュンスターの駅前の駐輪場(2000完成)は、地下構造で3,000台収容、有料。修理、洗浄、貸し自転車業務も行っています。ボンにも同様の施設がありました。

両方とも、単なる停める場所でないため、名称も「RadStation」(自転車の駅)となっています。



ミュンスター駅前の駐輪場

最後に

各国では、自転車走行空間確保が大きく進んでおり、平日の日中でも多くの自転車利用を見かけました。

また、街の中心部から自動車を排除しても賑わいは保たれており、うまく機能している感じました。

オランダは、人口より自転車数が多く世界1位で、ドイツは1.3人/台で2位、日本も、1.7人/台で世界第7位の自転車保有国です。

日本でも各地で、自転車利用促進の施策が進められていますが、今回の調査に参加し、その可能性とともに地形や気候、道路空間、安全確保の考え方の違いなど、色々制約が多いことも、改めて考えさせられました。

(都市計画係 東 靖博)

## ～ 小学校の統合とまちづくり～

村の小学校の統廃合を機に、中心地へのコンパクト化が図られ、今後のまちづくりが大いに期待されています。

### はじめに

柳田村の「教育を考える会」では村の教育についての提言がなされ、この中で過疎化と少子化の影響による今後の学校教育の整備が課題となりました。

長年の懸案であった学校統合が、平成9年より積極的に進められ、PTA等各組織の代表からなる統合小学校建設推進協議会や地区懇談会等いろいろな協議機関で住民主体による協議を数多く行ってきました。

特に、統合小学校を核としたまちづくりに対しても、活発な議論が行われました。



協議風景

柳田村では新校舎の建設にあたっては、人と人や、人と自然とがふれあい、率直な喜びや感動が生まれるコミュニティースクールとして、また、情報化、国際化社会に対応した多様な学習の実践ができるインテリジェントスクールとして活用することとしました。

一方、災害時には、村の防災施設としても利用されます。



統合小学校新校舎

### 地域住民の足スクールバス

児童生徒の通学にあっては、遠路約13kmの通学もあり、時間の関係上6路線が必要で、新規に4路線を配備いたしました。

スクールバスは有料ではありますが、バスのない地区への1日3往復の運行が可能になったことで、これまで柳田中心部への通院、買い物にタクシーなどを移用していた地域住民（特にお年寄り）には、生活の足となる「生活バス」として大変喜ばれ、中心市街地の賑わいに大きく寄与しています。



スクールバスによる通勤、通学状況

### 旧校舎と跡地利用

統合後に生じた旧小学校跡地の有効利用につきましては、生涯学習社会の実現に向け、地区の公民館として生まれ変わり、文化、スポーツ、地域づくり等の学習要求に対応した特色のある活動を実践していきます。



旧小学校校舎

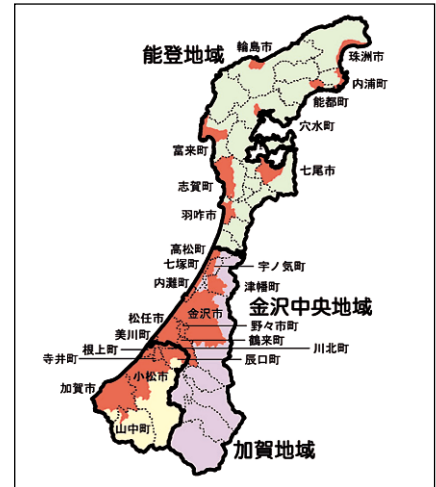
(柳田村教育委員会)

# まちづくりの動き

## 第1回パブリックコメント募集のお知らせ！

平成12年の都市計画法・建築基準法の改正により、全ての都市計画区域において都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の策定と、都市計画区域のうち用途地域が定められていない地域（白地地域）における建築物の形態制限（容積率、建ぺい率）指定を、平成16年5月までに行うこととなりました。

石川県では、平成13年度より策定作業を進めていますが、地域の細部にわたって豊かで住み良い県土が実現されるよう、県内にお住まいの皆様方から、ご意見をお伺いしながら進めていきます。（ご意見は9月上旬までとさせていただきます。）

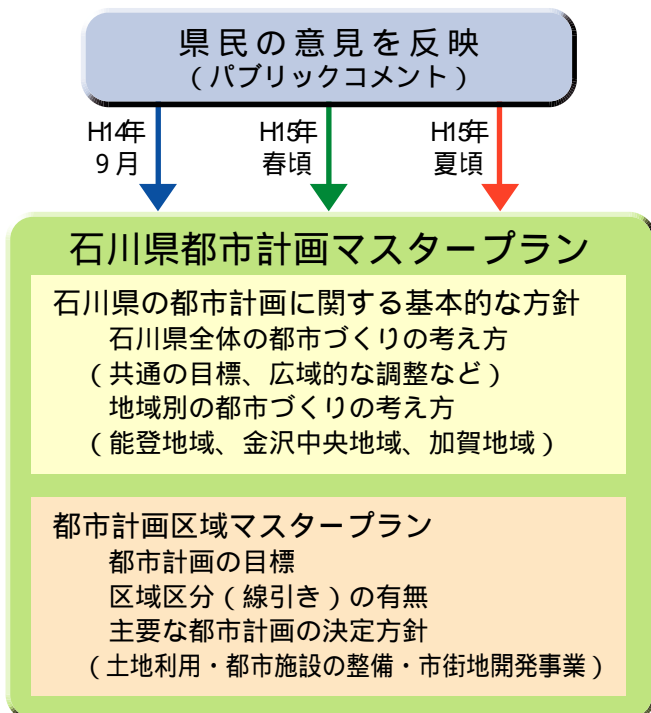


都市計画区域の指定状況（■部分）

### 【都市計画区域マスタープランについて】

石川県における都市づくりの、都市計画の目標、区域区分（線引き）の有無、土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針を盛り込みます。

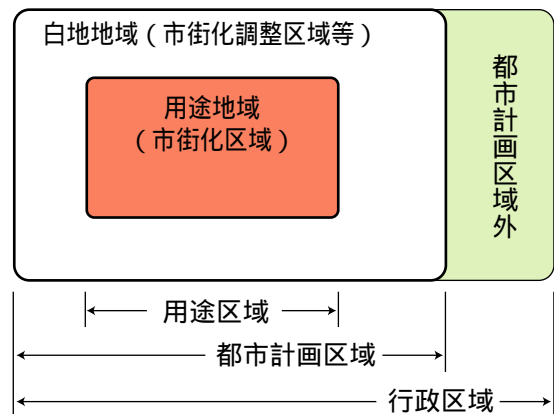
今回は、石川県全体の都市づくりの方向性について、10の都市計画のテーマを提案しますが、どのテーマに重点をおいて都市づくりを進めるべきか等、ご意見を頂きます。



### 【白地地域における建築物の形態制限について】

石川県では、現在21地域・26市町に都市計画区域を指定していますが、市街化調整区域や用途地域以外の都市計画区域全域が白地地域に該当します。

この白地地域では、これまで原則として容積率400%、建ぺい率70%を一律に適用していましたが、用途地域との逆転現象の解消や、既存集落市街地における居住環境の保全のため、地域の実態に即して適用可能な制限値を選択することとなります。これらの数値基準の考え方について、ご意見をお寄せ下さい。



詳細については、県のホームページや各市町の都市計画窓口で、掲載・据え置きをしています。

### 《お問い合わせ先》

石川県都市計画課 ☎ 076-223-9305  
 石川県建築住宅課 ☎ 076-223-9312  
 (財)いしかわかまちづくりセンター ☎ 076-223-9448

# 建築基準法等の一部を改正する法律について

## 趣 旨

居住環境の改善や適正な土地利用の促進に資する合理的・機動的な建築・都市計画を行うため、まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設や建築物の形態規制の合理化等の措置が講じられました。

これらの制度については、平成14年7月12日に公布され、公布日より6ヶ月以内に施行されます。

## 改正概要

まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設  
住民等の自主的なまちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地の所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の一体的な区域について、土地の所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画の提案ができることとなります。

用途地域における容積率等の選択肢の拡充  
地域ごとのまちづくりの多様な課題に適切に対応で

きるようにするため、容積率制限、建ぺい率制限の選択肢の拡充が行われます。

### (1)指定容積率の数値(都市計画で定める)

第一種・第二種中高層住居専用地域に400%、500%を追加

第一種・第二種・準住居地域、近隣商業、準工業地域に100%、150%、500%を追加  
工業・工業専用地域に100%、150%を追加

商業地域に1100%、1200%、1300%を追加

### (2)指定建ぺい率の数値(都市計画で定める)

第一種・第二種住居地域、準住居地域、準工業地域に50%、80%を追加(改正前 一律60%)  
近隣商業地域に60%を追加(改正前 一律80%)  
工業地域に50%追加(改正前 一律60%)

## 小松市まちづくり計画

小松市は、今年3月に市の総合計画である「小松市まちづくり計画」を策定しました。

この計画では「まちづくりは市民とともに」を基本理念に、「いきいきしたひと」「わくわくするまち」「あふれるみどり」をテーマにしたまちづくりを進め、小松市の将来像である「ひと・まち・みどりが輝くこまつ ~小松の人と自然が大好きです~」をめざすこととしています。

特にひとプラン・まちプラン・みどりプランを縦軸に、生活環境や教育・文化・スポーツ、都市基盤等の7つの部門を横軸として施策を展開し、より市民にわかりやすい計画となるよう努力しました。

また、計画の策定段階においては、公募市民による市民会議を開催するなど積極的に市民の意見を取り入れるようにし、計画の実施段階においては、進捗状況をホームページで随時報告するようになっています。

みなさんも是非、ご覧になってご意見などをお寄せ下さい。



小松市まちづくり計画 冊子 平成14年4月発行

編集/発行  
小松市役所 総務企画部企画課

## 親子まちづくり現場見学会 2002の開催

さる平成14年5月25日(土)に、都市計画事業などのまちづくりに対し理解と協力を深めてもらうため、日頃あまり見ることができない、建設中などのまちづくり現場を見学し、併せて建設工事現場のイメージアップの向上を図ることを目的として、親子まちづくり現場見学会を開催いたしました。

### 見学場所

- ・外環状道路(海側幹線)
- ・臨港道路大浜御供田線(橋梁)
- ・大野町区域(こまちなみ保存区域)

参加者は金沢市内の小学生及びその親で、16組37名の参加があり、大変好評でありました。



・外環状道路(海側幹線)の赤土大橋の橋の長さを歩測で測る



・大野町区域(こまちなみ保存区域)

この場をかり、関係者の皆様方には大変な御協力をいただき有り難うございました。

## まちづくりに取り組んでみませんか

「まち」が快適で安心でき、安全に暮らすことができる「まち」であるためには、まちに暮らすわたしたち住民の一人一人がまちを支えていくことが重要です。「いしかわまちづくりの学習」は、まちを支えることのできる人材育成をめざしてはじめました。

まちの将来を左右する子どもたちに早い段階から「まちづくり」に興味をもってもらい、まちを支える大切な一員として「まちづくり」に参画することを通して、まちを学び、人を学び、生きる力をはぐくんでいくことを目的としています。

みなさんがお住まいの地域や学校で、「いしかわのまちづくり学習」に取り組んでみてはいかがでしょうか。

(表紙)



(内容の一部)



また、当センターではまちづくり活動に取り組むためのヒントとして、石川県内で行われた個々のまちづくり学習のプログラムをいくつか紹介した「いしかわのまちづくりプログラム集」をも作成しております。

プログラムのねらい、準備するもの、やり方などが写真を使って具体的に記されております。

くわしくは、当センターまで問い合わせ下さい。

## 編 / 集 / 後 / 記

今回の特集は、中心市街地の公共交通システムについて、今後の取り組みなどを紹介いたしました。また、柳田村のまちづくりについて、村おこしの観点からまちづくりを紹介しました。

今後とも皆さんからの投稿をお待ちしております。

編集協力：石川県都市計画課  
 発行：(財)いしかわまちづくりセンター  
 TEL 076-223-9448 FAX 076-223-0161  
 HP://www.pref.ishikawa.jp/machicen/index.htm  
 発行日：平成14年8月